

神戸市耐震改修促進計画 概要版

平成 20 年 2 月 神戸市

計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

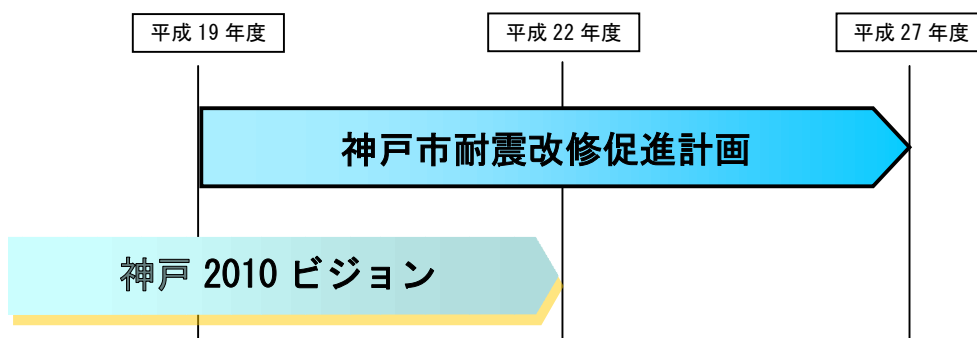
平成 18 年 1 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が改正施行されるとともに、平成 27 年までに建築物の耐震化率を少なくとも 9 割にすることを目標とする、国の基本方針（平成 18 年 1 月 25 日付け国土交通省告示第 184 号）が示されました。

神戸市では、これまでも、被災都市として建築物の耐震化促進に関する施策を進めてきましたが、今後もすべての建築物が安全で安心となるよう、取り組んでいきたいと考えています。この度、国の基本方針を受け、あらためて市内の耐震基準を満たしていない、いわゆる「旧耐震基準建築物」の耐震安全性確保を促進するため、建築物の耐震性について、その現状と耐震化率の目標、及び実現のための方策を示した「神戸市耐震改修促進計画」を策定します。

(2) 計画期間

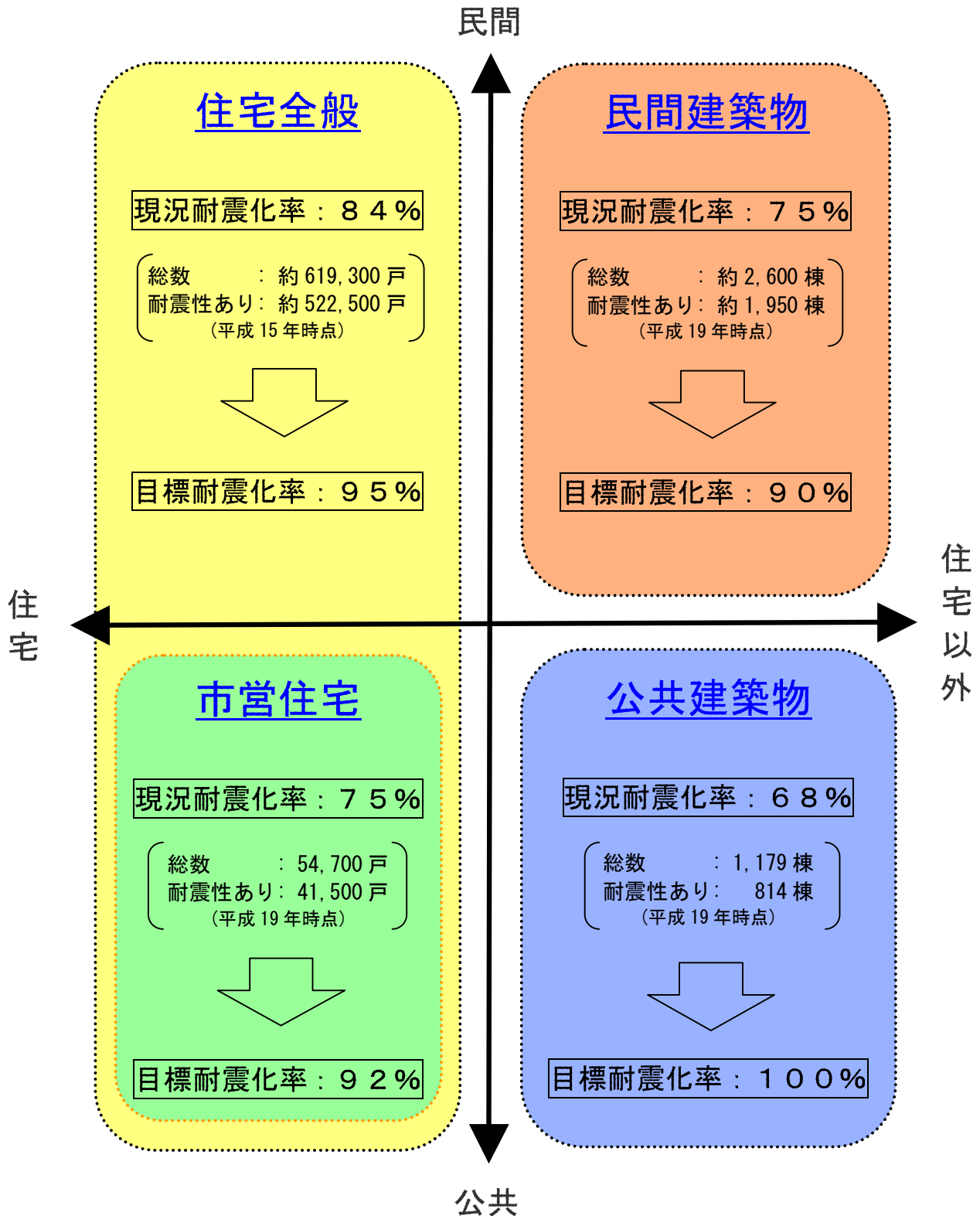
本計画の計画期間は、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況などの観点から、「神戸 2010 ビジョン」の目標年次でもあり、計画期間の 4 年目にあたる平成 22 年度に計画を検証し、必要に応じて見直しを行います。



建築物の耐震化の現況と目標

市内の建築物を、生活の基本となる「住宅」と「住宅以外の建築物」に区分して、神戸市における耐震化の現況と目標(平成27年度)を示します。



建築物の耐震化の促進を図るための施策

(1) 地域と取り組む耐震化

- ・ 地域団体への呼びかけ
- ・ 主体的に取り組む地域への重点的な支援
- ・ 地域の人による各戸訪問など

(2) 耐震化を図るための支援策

- ① 住宅の耐震化
 - ・ すまいの耐震診断員派遣事業の推進
 - ・ 共同住宅の耐震化の推進
 - ・ すまいの耐震改修事業の推進
- ② 住宅以外の建築物の耐震化
 - ・ 神戸市特定建築物耐震診断補助事業の推進
- ③ まちの防災性能の向上
 - ・ 木造住宅密集地域における耐震化の推進
 - ・ 避難路などの現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境整備

- ① 相談体制の整備
- ② 耐震改修工事を安心して依頼できる組織の整備
 - ・ 神戸市すまいの耐震ネットワーク
 - ・ 建築士・工事業者の選定支援システム
- ③ 講習会の実施

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化

神戸市地域防災計画に指定されている、緊急輸送路全線約 540km を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定し、耐震化を促進していきます。

(5) 地震に備えた建築物に関する事前の予防策

- ① 家具の固定促進事業の推進
- ② 建築物の総合的な安全対策
 - エレベーターの安全対策、窓ガラスや外壁タイルの落下防止、天井の崩落防止、看板などの落下防止、ブロック塀の安全対策
- ③ 被災建築物応急危険度判定体制の整備

建築物の耐震化に関する啓発及び知識の普及

(1) 相談体制の整備・提供情報の充実（再掲）

(2) 普及・啓発活動の推進

- ① 多様な手段による普及・啓発
- ② 住教育の取り組み
- ③ 地震防災マップなどを活用した啓発

(3) 地域の主体的な取り組みへの支援

各種地域団体などへの働きかけと主体的な取り組みへの支援

(4) 関係団体と連携した取り組み

- ① 神戸市建築物安全安心推進協議会との連携
- ② 関係団体と連携した行事・イベントの開催
- ③ リフォーム工事などにあわせた耐震化の促進

建築物の耐震化促進のための指導等

(1) 耐震改修促進法等による指導等の実施

- ①多数の者が利用する建築物の所有者の努力（耐震改修促進法第6条）
- ②所有者への指導・助言（耐震改修促進法第7条第1項）
- ③所有者への指示（耐震改修促進法第7条第2項）
- ④指示に従わない旨の公表（耐震改修促進法第7条第3項）
- ⑤勧告・命令（建築基準法第10条）

(2) 耐震改修促進法等による指導等の優先順位

多数の者が利用する建築物について、耐震化の優先度を踏まえて、建物の所有者に対して必要な指導などを行います。